

社会福祉法人 若菜福祉会 認定こども園ミライエ 運営規程

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人若菜福祉会が設置する保育所型認定こども園ミライエ（以下「当園」という。）は、3歳未満児の保育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるような環境を整えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 当園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい環境を提供するよう努める。

2 当園は教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、教育・保育を一体的に行う。

3 当園は入園児の保護者や地域との様々な社会資源と連携を図りながら、入園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援などを行うよう努める。

4 当園は、「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

(教育・保育の理念・方針・目標)

第3条 当園の教育・保育理念は『**未来への選択**』子どもたちは遊びを通し、たくさんの事を経験していくことで自ら考え行動し成長していきます。そして、価値観【好き嫌い】を理解できるようになります。形成された価値観は、環境変化や社会変化に対して自らの最善を理解し、自分の意志で未来を判断できるようになります。1つでも多くの好きを発見し“自分の未来を判断し選択できる人”になって欲しいと思っています」とする。

2 当園は、教育及び保育に当たっては、入園する園児の人権や主体性を尊重し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい環境を提供する。

3 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に園児の発達過程を踏まえ、豊かな愛情をもって教育・保育を一体的に行う。

4 当園は、園児の家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。

(事業所の名称等)

第4条 社会福祉法人若菜福祉会が設置するこの保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 認定こども園 ミライエ

認定こども園 ミライエ 分園

認定こども園 ミライエ分園 2 (第2分園 パピヨン)

(2) 所在地 認定こども園 ミライエ 宜野湾市赤道 1-16-11

認定こども園 ミライエ 分園 宜野湾市上原 1-25-15

認定こども園 ミライエ 分園 2 宜野湾市上原 1-9-1 宜野湾文化苑 2F

(利用定員)

第5条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 支援法第19条第1項第1号の子ども（保育を必要としない満3歳以上のこども・保育を必要とする満3歳以上のこども。以下「1号認定こども」「新2号認定こども」という。） 10名
- (2) 支援法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする満3歳以上の子ども。以下「2号認定子ども」という。） 100名
- (3) 支援法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする満3歳未満の子ども。以下「3号認定子ども」という。） 95名

(学級の編成)

第6条 3歳児以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編成するものとする。

- 2 1学級の園児の数は、35人以下を原則とする。
- 3 学級は、学年の初めの日の前日において同年齢で編成することを原則とする。ただし、異年齢で編成することもある。

(学年及び学期)

第7条 当園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。ただし、下記の日程の変更については、宜野湾市教育委員会に準じるものとする。

- 2 1年を次の3学期に分ける。
 - (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
 - (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
 - (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(教育・保育の提供を行う日及び行わない日)

第8条 当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日、6月23日を除く。

1号認定子どもへの教育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。ただし、下記の日程の変更については、宜野湾市教育委員会に準じるものとする。

- (1) 土曜日
- (2) 夏季休業 7月21日から8月31日まで
- (3) 冬季休業 12月24日から1月7日まで
- (4) 学年末休業 3月20日から3月31日まで
- (5) 学年始休業 4月1日から4月7日まで
- (6) 慰霊の日 6月23日

- 2 教育・保育上必要があり、またはやむを得ない事情があるときは前項の規定にかかわらず、休業日に教育・保育を行うことがある。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わない。

(教育・保育を提供する時間)

第9条 当園の教育・保育を提供する時間は次のとおりとする。

- (1) 1号認定、子ども(教育標準時間認定)に関する教育時間

ア 月曜日から金曜日 午前8時00分から午後13時00分まで

イ やむを得ない事情により教育・保育が必要な場合は、一時預かり保育を提供する(別表1)。

- (2) 2号認定子ども及び3号認定子ども(保育標準時間認定)に関する保育時間(11時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

ア 月曜日から土曜日 午前7時00分から午後17時00分まで

イ 当園が定める保育時間(11時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により教育・保育が必要な場合は、当園が定める保育時間(11時間)から開所時間の間に延長保育を提供する(別表1)。

- (3) 2号認定子ども及び3号認定子ども(保育短時間認定)に関する保育時間(8時間) 当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

ア 月曜日から金曜日 午前8時00分から午後4時00分又は午前9時00分から午後5時00分まで

イ 当園が定める保育時間(8時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により教育・保育が必要な場合は、当園が定める保育時間(8時間)から開所時間の間に延長保育を提供する(別表1)。

- (4) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

ア 月曜日から土曜日 午前7時00分から午後18時00分まで

(提供する教育・保育の内容)

第10条 当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年告示)、に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

(子育て支援)

第11条 当園は園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育・保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園便りなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

- 2 当園は、地域の子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- (1) 未就園児親子支援事業

- (2) 子育て相談事業
- (3) 特別な配慮が必要と思われる親子支援
- (4) 一時預かり保育事業
- (5) 延長保育事業

(職員の職種、員数及び職務内容)

第12条 当園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

- (1) 園長(常勤専従) 1名 副園長 2名

園長、副園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行い、園務をつかさどる。

- (2) 主幹保育教諭・主任保育士 3名

主幹保育教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

- (3) 看護師 1名

保健衛生及び安全管理に関する事項を司る。

- (4) 保育教諭・保育士 38人以上

保育教諭は、教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。

- (5) 支援センター職員 1名以上

地域と連携し、育児相談等の子育て支援を行う。

- (6) 調理員 3名以上

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。

- (7) 保育補助 1名以上

保育教諭、保育士を補佐し、保育業務が円滑に行えるよう支援する。

- (8) (5) 講師 1名

講師は、保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する。

- (9) 事務職員 1名以上

園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

- (10) 嘱託医 1名

嘱託医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

- (11) 嘱託歯科医 1人

嘱託歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

- (12) その他 教育・保育の質の向上に必要な職員(バス運転手・用務員)

(入園資格)

第13条 当園に入園できる者は0歳から小学校就学始期に達するまでの教育・保育を必要とする子どもとする。

(入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項)

第 14 条 当園は、市町村から支給認定を受けた 1 号認定子どもの保護者から当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

(1) 利用定員に空きがない場合

(2) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合

(3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、当園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

2 入園希望者が利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

(1) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。

(2) 当園の教育・保育方針を理解する者は、前号の次に優先して入園させる。

(3) その他の者は、抽選、面接等により選考し、入園させる。

3 2 号認定子ども及び 3 号認定子どもについては、支援法第 42 条の規定により、宜野湾市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。

4 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

5 退園又は休園しようとする 1 号子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。(様式 1 退園届、様式 2 休園届)

6 当園を利用する 2 号認定子ども及び 3 号認定子どもが次のいずれかに該当するとき
は、教育・保育の提供を終了するものとする

(1) 子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年 6 月 13 日政令第 213 号）第 1 条の 2 の規定に該当せず、宜野湾市が利用を取り消したとき。

(2) 支給認定保護者から当園の利用の取り消しの申し出があったとき。

(3) 宜野湾市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(利用料その他の費用等)

第 15 条 当園は、利用した支給認定保護者から、宜野湾市の定める利用者負担額について支払いを受けるものとする。

2 前項の利用者負担額のほか、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要があると認められる対価について、予め、保護者に使途・金額・理由を説明し書面による同意を得た上で支払いを受けるものとする。

3 前 2 項に加え、教育・保育の提供に関して実費で徴収する費用について、その都度、保護者に使途・金額・理由を説明し同意を得た上で支払いを受けるものとする。

4 第 2 項及び第 3 項の費用については、別表 2 のとおりとする。

5 当園は、利用子どもの居住する市町村が実施する利用料等の助成事業の対象者については、それらの市町村の定める助成金の上限額の範囲内において、保護者から徴収する額を減額又は免除できるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 16 条 当園は、教育・保育の提供中に園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の保護者等に連絡をするとともに、嘱託医又は園児の主治医に

相談する等の措置を講じる。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、市町村及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第 17 条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

（虐待の防止のための措置）

第 18 条 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 前項第 2 号における虐待等の行為とは、沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例（令和 2 年 3 月 31 日条例第 12 号。以下「県条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する行為をいう。
- 3 当園は、教育・保育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等園児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年 5 月 24 日法律第 82 号）及び県条例の各規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

（苦情解決体制）

- 第 19 条 当園は、その提供した教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決体制を整備し、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 本園は、苦情に関し、宜野湾市から求められた場合は、市が行う調査に協力するとともに、宜野湾市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 その他苦情解決に関する事項は、別途苦情解決に関する規程により定める。

（安全対策と事故防止）

- 第 20 条 当園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。
- 2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
 - 3 当園は、認定こども園食物・環境アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。
 - 4 当園は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。

- 5 事故が発生した際は、速やかに保護者に連絡するとともに、死亡事故、治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、宜野湾市の所管課にも報告する。

（健康管理・衛生管理）

第 21 条 当園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律 56 号）に規定する健康診断に準じて実施する。

- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、またはまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

（保護者に対する支援）

第 22 条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

- 2 当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

（業務の質の評価）

第 23 条 当園は、運営基準条例第 17 条に規定する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。

保育教諭等の自己評価及び認定こども園の自己評価については、年 1 回行い、認定こども園の自己評価については、その結果を公表する。

（秘密の保持）

第 24 条 当園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。

- 2 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

（記録の整備）

第 25 条 当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完了の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画 5 年間保存
(2) 提供した教育・保育に係る提供記録 5 年間保存
(3) 市町村への通知に係る記録 5 年間保存
(4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録 5 年間保存
(5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 5 年間保存
(6) 保育所型認定こども園園児指導要録（児童表） 当該児童が小学校を卒業するまでの間保存する。ただし、入園、卒園等の学籍に関する記録については、20 年間保存する。

附 則

- 1 この園則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この園則の改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この園則の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

教育・保育を提供する時間

	保育時間					休業日
1 号認定	7:00～ 預かり 保育	8:00～13:00 教育/保育時間(5H)	13:00～18:00 預かり保育	18:00～19:00 延長保育	長時間延長保育 ～22:00	土曜・日曜・祝日・ 慰霊の日・災害時 (臨時休業)春季休 業・夏季休業・冬季 休業期間、教育委員 会が指定する期間。
1 号認定 (新 2 号 認定)	7:00～ 預かり 保育	8:00～13:00 教育/保育時間(5H)	13:00～18:00 預かり保育	18:00～19:00 延長保育	長時間延長保育 ～22:00	夏季・冬季・春季休 業日を含みます。 年末年始(12月2 9日～1月3日) *預かり保育有 以下 下記に同じ
2 号認定 短時間	7:00～延長保育	8:00～16:00 or 9:00～17:00 保育時間(8H)*教育を含む	16:00or17:00～18:00 延長保育		長時間延長保育 ～22:00	日曜・祝日・慰霊の 日・災害時(臨時休 業)
2 号認定 標準時間	7:00～18:00 保育時間(11H)*教育を含む			18:00～19:00 延長保育	長時間延長保育 ～22:00	年末年始(12月2 9日～1月3日)
3 号認定 短時間	7:00～延長保育	8:00～16:00 or 9:00～17:00 保育時間(8H)*教育を含む	16:00or17:00～19:00 延長保育		長時間延長保育 ～22:00	
3 号認定 標準時間	7:00～18:00 保育時間(11H)*教育を含む			18:00～19:00 延長保育	長時間延長保育 ～22:00	

別表 2

利用料その他の費用等

* 毎月収納代行業者を通して引き落としです。

* **引落とし手数料は保護者負担となります。**

① 保育料 階層によって異なる。(無償化対象児童を除く)

② おやつを含む給食費 (3歳以上対象): 月 6,500 円,(主食費 1,000 円,副食費 5,500 円)

* 食材料費助成 (名護市の利用者対象)

名護市独事業の助成上限額が当園の給食費を下回った場合は、全額の助成とはなりません。それに伴う主食費及び副食費の助成後の差額は、保護者負担となりますのでご了承ください。

③ 実費徴収 (特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、下表に掲げる費用の支払い)

費用の種類		納付額	徴収の目的
延長保育料		300 円 (日割り) ~ 2,500 円 (月割り) 新 2 号、2 号 3 号 階層により無料	運営費へ納入
預かり保育料 新 2 号・1 号該当		一日 450 円 新 2 号は、徴収後後日市より返還	運営費へ納入
長時間延長保育料 (19:00~22:00)		250 円 (日割り) ~ 3,000 円 (月割り)	運営費へ納入
教材費等	体育着	3,500 円程度 3 歳児クラス進級時	保育環境のため * 委託業者が集金をおこなう
	教材	3 歳以上 6,000 円/年 程度 未満児 2,000 円/年 程度 学研教室 (1 号、新 2 号対象) 月 5,000 円程度	保育環境のため * 委託業者が集金をおこなう
	写真代	① 記念写真として 500 円~1,000 円 ② コドモツアプリによる自由購入	途中入所の児童は金額に変動があります。